

平成27年（わ）第553号，同第619号

決 定

被告人 A

上記の者に対する死体遺棄，傷害致死被告事件について，検察官から書証の証拠調請求があったので，当裁判所は，弁護人の意見を聴いた上，次のとおり決定する。

主 文

被告人の検察官調書（検察官証拠番号乙20，33）及び警察官調書（検察官証拠番号乙28）を証拠として採用する。

理 由

第1 争点

検察官は，被告人に対する死体遺棄，傷害致死被告事件の証拠として，被告人が捜査段階でした傷害致死を認める旨の自白が記載された検察官調書・警察官調書（以下，それぞれ「検察官調書」，「警察官調書」という。）を刑訴法322条1項により証拠調べ請求した。これに対し，弁護人は，警察官により違法な任意同行や取調べが行われたなどとして，警察官調書や警察官の捜査の影響の下で作成された検察官調書の自白が任意にされたものではない疑いがあるから証拠能力を欠き，証拠として採用すべきでないと主張する（なお，弁護人は，検察官の取調べそれ自体の違法性を主張しておらず，被告人も検察官には不当な捜査はなかった旨供述している。）。

本件の争点は，上記自白の任意性（ないしその証拠能力）である。本件では，平成27年9月27日午前7時過ぎ頃（以下，月日は指摘がない限り平成27年である。），埼玉県戸田市にある当時の被告人宅にB警察官（以下「B警察官」という。）らが行き，同被告人宅の搜索差押許可状を執行するとともに，被告人に対し埼玉県a警察署（以下「a署」という。）への同行を求め，その後同月29日にかけて，a署でB警察官による取調べを行った後，同日午後10時15

分に被告人を死体遺棄罪の事実で通常逮捕し、同月30日に被告人の身柄を宮城県b警察署（以下「b署」という。）に移し、その後b署での取調べなどを行っている。この点、弁護人は、B警察官らによる上記被告人宅からa署への同行やその後のa署での取調べなどの捜査状況に主として問題があり、同行の際の言動等から逮捕状によらない実質的な逮捕がされたとか、黙秘権を告知せず、威圧的な言動や虚偽自白を強く誘引するような取調べが行われたなどと主張するほか、9月30日以降のb署におけるB警察官らの被告人に対する捜査にも問題があったと主張している。

第2 警察官及び被告人の供述の信用性

本件では、被告人がa署への同行を求められた9月27日以降の捜査に関し、警察官らの供述と被告人の供述が大きく対立しているので、以下のその信用性から検討する。なお、本件では、9月12日に被害者C（以下「被害者」という。）の遺体が宮城県栗原市の杉林で発見されて以降、b署に80人程の態勢で捜査本部が立ち上がり、その直後から上記被告人宅周辺に捜査員が派遣されたほか、9月27日頃までには20名を超える捜査員が宮城県からa署に派遣され、上記被告人宅の監視の人数等も強化される捜査態勢が敷かれる中で、B警察官が取調担当官に就くこととなったことは、D警察官（以下「D警察官」という。）などの供述により、明らかである。

1 B警察官の供述の信用性

(1) 供述の要旨

B警察官は、9月27日に上記被告人宅において被告人にa署への同行を求めた際の状況やその後のa署での取調べ状況、同日から同月29日にかけての上記被告人宅及びa署間の送迎の状況、b署に行ってから捜査の状況等について、具体的な供述をしている。また、上記のとおりの大規模な捜査態勢の下で、かなり緊張感を持っていたことや、殺人での立件も相応に意識して捜査を進めていた旨供述する一方で、任意性の確保を意識するよう指示

が出ていた旨も供述している。

(2) 信用性

B警察官は、① a 署での取調べ状況について、証拠の内容を提示せずに被告人の供述を引き出す方向で取調べをしようと考えていたことも含め、証拠の収集状況や令状請求も含めた捜査の一連の流れと関連付けつつ、自然で合理的な内容の供述をしている。

②特に、B警察官は、被告人が a 署に同行した初日である9月27日の早い段階で、平成26年12月当時に被告人が居住していた東京都杉並区の c 101号室（以下「c」という。）において被害者に暴行を加えて死亡させ、その後に死体を遺棄したことを認めたことから、このことをD警察官に報告し、同警察官から供述調書作成の指示を受けたため、同日午後6時頃までに9月27日付け警察官調書（乙28。以下「9月27日付け調書」という。）が作成された旨供述しているが、以下のとおり、この点は他の証拠により裏付けられており、疑いの余地がない。

すなわち、証拠によれば、(ア)9月27日付け調書自体に、その日付けのほか、被告人の署名指印がされている上、取調べ後速やかに作成することが義務付けられ、その記載等に疑わしいところがない同日付けの取調べ状況報告書（甲102）にも供述調書1通が作成された旨の記載と被告人の署名指印がある。

また、(イ)B警察官の供述は、b 署にFAX送信したという9月27日付け調書に基づき請求されたという検証許可状請求書（甲159）の受付時間と整合し、同月29日付け逮捕状請求書（甲197）の疎明資料の欄にも「被疑者供述調書（FAX受信）」と記載があるが、同日までの取調べ状況報告書によれば、身上に関する警察官調書を除き、この段階での被告人の供述に関する疎明資料は9月27日付け調書しかない（なお、10月1日の取調べにおいてB警察官が被告人に示した2枚の警察官調書（甲189）も同調書と

同一のものとうかがわれる。)

さらに、(ウ)指揮官であるD警察官も、B警察官から9月27日に廊下で被告人が自供した旨報告を受け、B警察官にすぐに供述調書の作成を指示したことも含め、同日に警察官調書が作成されたことについて一致する供述をしているほか、b署で検証許可状の請求の決裁等を行った警察官Eも一致する供述をする。

加えて、(エ)上記3名の警察官は、9月27日に被告人を逮捕する当初の予定が、検察庁からの指示により、先に検証等による事実確認をした後に被告人を逮捕する旨方針が変更されたと供述するところ、9月27日付け調書において、被告人がcで被害者を死亡させた旨供述したことを受けてその旨方針変更され、検証許可状の請求の際には、cに対する捜査の必要性を説明する上で被告人の供述調書が疎明資料とされたと考えるのが合理的かつ自然であって、B警察官の供述はこのような捜査の流れと整合的である。

また、③B警察官の供述は、上記以外の部分の供述内容についても、以下のとおり、他の証拠により裏付けられている。

すなわち、まず、(ア)9月30日の夜に当番弁護士との接見を断るよう働き掛けをしていないことに関するB警察官の供述は、F警察官（以下「F警察官」という。）の供述により裏付けられている。F警察官は、捜査部門と区別される留置部門に配属されていて、業務上その都度作成し、保管することが義務付けられる被留置者出入簿（甲162）のほか、特異な動静があれば記載することとされていた動静簿に基づき、被告人の出し入れや当番弁護士からの連絡を被告人に伝えた状況等を供述しており、その供述は信用できる。これによれば、F警察官が、被告人に対し、当番弁護士と会うかどうかの意向確認をしており、B警察官が、当番弁護士との面会に関し上記の働き掛けをしていない旨のB警察官の供述をよく裏付けている。なお、弁護人は、「報道で事件を知った弁護士が面会を希望している。」旨告げたというF警察官の

伝え方が不自然であるとか、被疑者ノートや当番弁護士のパンフレットの授受に関する動静簿の記載が実際の日付と異なることから、F警察官の供述は信用できないというが、前者については、被告人の依頼に基づかずに面会に来た当番弁護士に関する説明として不相当な伝え方であるとはいえないし、後者についても、消灯時間を越えた午後9時以降の書類の授受であり、被告人が疲れて眠っていたので翌日渡した旨のF警察官の供述が不自然とはいえないことに照らすと、弁護人の上記主張は採用できない。

また、(イ)黙秘権の告知に関するB警察官の供述は、9月27日付け調書自体に黙秘権を告知した旨の記載がある上、被告人による署名指印もある。加えて、被告人の公判供述によれば、これまで捜査を受けた経験により、黙秘権については十分に理解していたと推認されること、10月1日の取調べにおいて、B警察官が、黙秘権を告知したのに続き「何度も聞いているからわかるだろ。」と言ったのに対し、被告人が頷いていること、被告人自身、取調べの中で言いたくないことは言わなくていい旨述べていることなどによっても裏付けられている。

さらに、(ウ)被告人に対し取調べの録音録画を中止するための働き掛けをしていないことに関するB警察官の供述は、10月1日の取調べの全過程が録音録画されていることのほか、被告人が同日の取調べの終盤で元妻や子との面会について聞かれ、発言を嫌がっていた際に、B警察官が取調べの録音録画を嫌がっていることになかなか気付かなかったことなども整合する。

以上に加えて、④上記で挙げた点を含めて、B警察官の供述は、全体として、他の警察官の供述と基本的に一致する供述をしていて、大きく矛盾するところがない。この点、9月27日朝に上記被告人宅に行った際のやり取りにつき、弁護人は、B警察官は、何の件で来たか分かるかと聞いたのに対し、被告人が「殺しの件ですか。」と言ったというのに対し、D警察官は「俺殺人犯なの。」と言っていた旨B警察官が報告したと供述していることが矛盾する

と主張する。しかし、いずれの発言も、ニュアンスは異なるものの、被告人の方から、自己に被害者殺害に関する嫌疑があることを自認する趣旨を述べたものと理解でき、両者の供述が矛盾するとは評価できない（かえって、この点は、両者がこの点で口裏合わせなどをしていないことをうかがわせる。）。

また、⑤B警察官は、任意同行を求めた際のやり取りの場面において、「札（逮捕状と解される。）出ているの。」と聞いた被告人の質問に答えなかったことや、殺人での立件にこだわる気持ちがあったことなども率直に供述して、供述態度にも問題はない。

さらに、⑥B警察官が任意性を確保しようと考えており、またそのような指示を受けていたと述べる点も、D警察官ら上司の警察官の捜査方針に関する供述と一致しており、この点も合理性があるといえる。

(3) 以上のとおり、B警察官の供述は、捜査の流れや客観性の高い証拠、他の警察官の供述とも整合するほか、供述態度にも問題はなく、供述内容も自然かつ合理的なものであって、同人が殺人での立件にこだわっていたことや本件の捜査態勢から自白獲得について相当のプレッシャーを感じていたことなどの点を考慮しても、信用することができる。

2 G警察官（以下「G警察官」という。）の供述の信用性

G警察官は、上記被告人宅周辺において、逃亡や証拠隠滅のほか、自殺防止等のため被告人の動静の監視を担当し、9月27日以降の監視期間中はいずれも玄関付近や階段のほか、警察車両2台などに人員を配置して被告人を監視したが、上記被告人宅の玄関内に入って監視した事実はない旨供述し、その理由として、待機員の配置が上司からの指示で決められていたこと、待機員は互いに目視をして確認をとり、1時間ごとにG警察官への報告もしており、待機員が独断で上記被告人宅に入るとは考え難いこと、深夜に警察官が玄関内に入ってしまったら任意捜査にはならないことを挙げており、供述内容は合理的である。この点、弁護人は、自殺防止のために余剰の捜査員1名を上記被告人宅内

で監視させなければ、被告人の自殺を防ぐことができないから、G警察官の供述は不自然であると主張するが、G警察官及びD警察官が説明するように、深夜に密室の中で被告人と1対1の関係になる配置では不測の事態に対応できないから、警察官一人を上記被告人宅内に配置することはあり得ないとの説明には合理性がある。

よって、G警察官の上記供述は信用することができる。

3 被告人の供述の信用性

(1) 供述の要旨

被告人は、9月27日、B警察官から札（逮捕状）が出ている旨告げられてa署への同行に応じた、a署との往復の際には、警察官からベルトをつかまれるなどして同行された、B警察官の取調べでは黙秘権を告げられなかった、B警察官から、被害者の死因は脳挫傷や内臓破裂である、死体を運んだ姿が防犯カメラに映っている、被害者の衣服にナイフで刺した穴があり、血液も付着している、被害者の遺体が損壊されているなどと証拠にもない事実を告げられたり、また、罪名や量刑を軽くすることができるとか、マスコミが元妻や子のもとに行かないようにしてやる旨言われたために、殺人罪が適用されて長期間服役して子に会えなくなるよりは、傷害致死を認めようとの心境に至って傷害致死を認めたと述べるほか、9月27日には調書が作成されておらず、同日付け調書はb署で後日まとめて署名指印させられた、弁護士への連絡を妨害され、当番弁護士が接見に来た際にはB警察官から弁護人を選任しない方が有利になると言われた、取調べの録音録画はB警察官から中止を申し出るよう言われたために録音録画を止めるようにしたなどと供述する。

(2) 信用性

被告人の供述は、相応に具体的なものであり、後記の死因や衣服の状態に関する供述部分を除き、それ自体で直ちに不合理ということとはできない。

しかしながら、下記のとおり、被告人の供述は、全体として信用することができない。

まず、①9月27日付け調書に関する供述は、同調書が存在していること（前記1(2)②）と矛盾する。なお、調書の署名に関し、被告人は、公判で、にわかには、若年性白内障のために供述調書が見えなかった旨供述する。しかしながら、9月27日付けの任意提出書に携帯電話の機種なども細かく欄内に記載していることや、b署に入場する際の検査でも既往症はないと申告したことのほか（この点のF警察官の供述についても、弁護人の指摘を考慮しても特に疑わしいところはない。）、B警察官もF警察官も一様に、被告人が調書や本などを目で追いながら読んでいた趣旨を供述しており、この点は10月1日における供述調書の確認状況によって裏付けられている。したがって、この点も信用することができない。

次に、②B警察官により、取調べなどの際に様々な働き掛けがされたとする点も、下記のとおり、不自然である。

すなわち、(ア)9月27日の段階では、当初から死因は不明であったとうかがわれるのに（結局その後も死因は分かっていない。）、その段階でB警察官が死因について脳挫傷や内臓破裂であると明言するとは考え難く不自然であるし、また、衣服にナイフで刺された跡があると言われた点も客観的な遺体の状況と矛盾し、被害者の遺体を直接認識しているはずの被告人に言ったというのも不自然である。

また、(イ)取調官には、マスコミが元妻や子に接触しないようにする権限などはないから、B警察官がそのような話をしたというのも、被告人がそれを信じたというのも不自然である。このことは、B警察官が罪名や量刑を直接的に左右できるかのように述べた点でも同様である。

さらに、(ウ)B警察官から9月28日にb署に移ったら録音録画をしないように言われ、9月30日にも同様のことを言われたと述べる点についても、

10月1日が初回の録音録画の日であり、その前日にも録音録画を止めるように言われているはずであるのに、冒頭にB警察官から録音録画を継続していいかと思意確認を受けても中止を申し入れず、休憩をはさんで数時間にわたる取調べ中にも中止を求めず、その終盤には録音録画を渋りながらも結局は中止を申し出ていない。したがって、その日に録音録画を止めることを失念していたなどという被告人の供述は信用することができない。

(エ)当番弁護士との接見を妨害されたことについては、上記のとおり信用性に疑いがないF警察官の供述並びに9月30日の被留置者出入簿及び動静簿の記載によれば、同日午後7時42分には被告人が留置場に入場し、当番弁護士から連絡が入ったのは午後8時37分頃であるから、同日に当番弁護士が来た際にB警察官が売名だから会うなど話をされたとする供述と合わない。また、a署で被告人がB警察官に対し、当番弁護士を呼ぶよう伝えたが拒まれたとの趣旨を述べる点も、その後F警察官から当番弁護士と会うかどうか聞かれた際に会わない意思を示したことなどと整合しない。

加えて、③被告人は、11月2日に主任弁護人が抗議をする前頃までは、B警察官のことを信頼していた旨繰り返し述べるが、その一方で、9月27日の当初から逮捕状の件で嘘の説明をされ、当番弁護士への連絡を拒まれ、供述調書には当初から「殺した」旨の表現が使われていたというのであるから、にもかかわらず被告人がB警察官に信頼を抱いたという話は、全体として不自然というほかない。

そして、④被告人によれば、被害者を死亡させた覚えはないはずであるのに、暴行を加えて死亡させた（B警察官はこれを「殺した」と記載した。）旨虚偽の供述をした時期について、事柄の性質上、強い葛藤や不安を感じるはずであるのに、その時期を明確にできないばかりか、他の証拠との矛盾を指摘されると、その時期についてあいまいで一貫していない供述をするのも不自然である（殺人、傷害致死、過失致死と罪名が並べられた供述調書に署名

したとの供述は、仮にB警察官に迎合していても、被告人にとって殺人は絶対にやっていないことになるはずであって、相当に不自然である。)

- (3) 以上で検討したところによれば、被告人の供述は、それ自体では直ちに不合理とまではいえない部分もあるが、重要な点で他の証拠と矛盾し、あるいは整合しないところが複数存在する上、全体としてみるとつじつまが合わないなど、相当に不自然な内容となっている。よって、被告人の供述は、信用することができない。

第3 認定事実

以上からすれば、B警察官が述べているところに沿った事実を認定することができる。

- 1 B警察官は、9月27日午前7時過ぎ頃、上記被告人宅に行き、被告人に対し、「宮城県から来たけど何のことかわかるか。」と告げると、被告人が、「殺しの件ですか。」と言ったため、「後で話を聞かせてもらう。」と告げた。その際に、被告人が「札出ているの。」と質問したが、B警察官は直接答えずに、「行く前に部屋を見せてもらう。」と告げた。その後、上記被告人宅の捜索差押えを約1時間かけて実施し、B警察官が、被告人に対し、「これからa署で話を聞かせてもらう。」旨告げると、被告人は逮捕されることに備えて、着替え等を準備し、B警察官らによるa署への同行に応じた。なお、上記被告人宅に行つてすぐにB警察官は大きな声で煙草を吸うのをやめるよう注意したことがあったが、警察官が捜索差押許可状を示した際には、被告人は再び煙草を吸うなどしていた。
- 2 B警察官は、a署において、同日午前8時35分頃から被告人の取調べを開始し、休憩（昼食や夕食を含む。）をはさみつつ、約10時間取調べをした後、同日午後9時頃に警察車両で上記被告人宅に送り届けた。a署への同行や上記被告人宅に送る際に、警察官が被告人のベルトをつかんだ事実はなかった。帰宅後、警察官9名は、翌日朝にB警察官らが被告人を迎えに来るまでの間、上記被告人宅周辺に4名、捜査協力者宅に3名、アパート共用部分の自宅玄関ド

ア前に1名、階段周辺に1名を配置し、被告人を監視する態勢をとった。また、取調べの休憩中は、煙草を吸う際にはB警察官が付き添い、トイレに行く際も、一緒に用を足す場合以外は、トイレの入口付近まで警察官が付いていった。

- 3 被告人は、9月27日に取調べを始めてからさほど間を置かずに、傷害致死を認める内容の供述をし、同日午後6時頃までには、死体遺棄や被告人が被害者を死亡させた旨が記載された2頁の9月27日付け調書が作成された。同日以降の取調べにおいて、B警察官は、冒頭で黙秘権を告知した。他方、B警察官は、被告人に対し、証拠について虚偽の事実を述べたり、マスコミが元妻や子のもとへ行くのを止めると述べたり、罪名や量刑を左右することができるので傷害致死を認めるよう働き掛けをしたことはなかった。
- 4 B警察官は、9月28日朝、被告人を上記被告人宅からa署に同行し、同日午前8時30分頃から、前日同様に休憩をはさみつつ、約8時間取調べをして、その後に上記被告人宅に被告人を送り届けた。同行や上記被告人宅に送り届ける方法、帰宅後の監視態勢は、9月27日と同じであった。
- 5 B警察官は、9月29日朝も、被告人を上記被告人宅からa署に同行し、同日午前8時30分頃から、前日同様に休憩をはさみつつ、約9時間取調べをした。同日午後10時15分、被告人は、被害者に対する死体遺棄罪で逮捕され、a署の留置施設に身柄拘束された。
- 6 被告人は、9月30日、b署留置施設に身柄を移送され、仙台地方検察庁に送致されて検察官の取調べを受け、その後、b署に戻った。同日、仙台弁護士会から派遣された弁護士が被告人との面会を求め、F警察官が面会するかどうか確認したが、被告人は当番弁護士と会わない旨の意思を示した。
- 7 被告人は、10月20日、被害者に対する死体遺棄罪で起訴されるとともに、同人に対する傷害致死罪で逮捕された。被告人は、11月11日、同罪で起訴された。

第4 任意性について

- 1 被告人に対する取調べについては、上記認定事実によれば、黙秘権を侵害したり、虚偽自白を強く誘引するような態様で行われた疑いはない。また、弁護人と会う機会を奪うような言動を警察官らがしていないことは、先に検討したとおりである。
- 2 被告人を a 署に同行した状況について検討する。

9月27日に上記被告人宅の捜索差押えを行うまでの段階では、遺体が被告人の実家の裏で発見され、養父のHが被告人の犯行ではないかと疑っていたこと、被害者が以前被告人からの暴行被害を警察に訴え、その関係場所のほか、被告人の当時の交際相手や住居の関係者の関与も疑われていて、死体遺棄及び殺人も含めその死因となった犯罪というかなり重大な事案について、被告人に嫌疑があった。死体遺棄の嫌疑は相当高く、被告人が「殺しの件ですか。」などと話したことで、殺人等についての嫌疑も相当に高まった。そして、この日に上記被告人宅に対する強制捜査が開始されたことで、被告人の逃亡や罪証隠滅を防ぎつつ、被告人から事情を聴取するなどの捜査を実施する必要性は一層高まっている。他方、特に被害者の具体的な死因などはその段階で不明であり、被告人以外の関与者も必ずしも明らかでないから、早期に事情聴取するために、警察署に同行する必要性も高かった。

捜索差押え実施前のB警察官と被告人とのやり取りでは、被告人は、逮捕状の発付を気にしていたから、札が出ているかの問いかけに答えずにいたことで、逮捕状が発付されているものと誤解した可能性があることは否定できず、被告人は同行に際し荷物を準備して同行に応じている。他方、被告人は、自ら殺しの件かと確認し、署で話を聞かせてもらう旨告げられているから、署での事情聴取は避け難い状況にあることは理解していたといえ、B警察官も、逮捕状が発付されている旨の虚偽を告げたわけではない。当初の予定では、同日中に逮捕状請求手続をとって被告人を逮捕する見込みを持っていたから、明確に逮捕状が出ていないと告げるのは、事情聴取の必要性を考慮すると、困難な状況に

あった。しかしながら、任意捜査の段階で被疑者は出頭を拒むことができることに照らすと、逮捕状の有無を問われ、誤解を生じた可能性があるまま捜索差押えの話に移り、被告人の誤解を解く試みをしなかったのは相当とは認め難い。

他方、その後の捜査の状況なども含めて見ると、捜索差押えの最中に被告人は煙草を吸うなどしていたのであるし、同行前に再度署で話を聞かせてもらうと告げられて同行に応じたこと、a署への同行は身体に触れずに行われ、その後も煙草や食事等のための休憩が与えられるなどしていたことに照らすと、その日の同行の方法やその後の取調べについて、それ自体として、実質的に逮捕されたと評価することはできないし、任意捜査の手法として許容される態様及び限度を超えたとはいえない。加えて、本件事案の性質等も踏まえると、被告人から早期に死体遺棄やその死因に関する事情について取調べを行う必要性は高く、9月27日の取調べ開始当初から被告人が被害者に暴行を加えて死亡させた旨認める供述をしていたから、一層取調べの必要が高まっていた。そうすると、同日から同月29日の逮捕までにされた取調べの時間について、1日8時間を超えているとの弁護人の指摘を考慮しても、事案の重大性や嫌疑の程度に照らして長過ぎるとはいえない。また、以上の事情に加えて、上記の被告人の供述状況からすれば、逃亡や罪証隠滅行為に出ることを防ぐ必要も高まっていた。したがって、2日間にわたり上記の監視態勢を敷いたことも任意捜査の範囲を逸脱するとはいえない。

そして、被告人にやや誤解を与えた点で相当でない面があったとしても全体として相当性を欠くとまではいえない同行等の状況、9月27日から同月29日にかけての取調べ時間や監視態勢などの点を総合考慮しても、社会通念上許容される態様及び限度を越えるものということとはできない。

第5 結論

よって、本件検察官調書及び警察官調書は、被告人の自白を内容とするものであって、その任意性に疑いはない。そして、事件性や犯人性が争われてい

る本件においては，取調べの必要性が高いと認められる主文掲記の証拠を採用するのが相当である。

したがって，主文のとおり決定する。

平成29年2月27日

仙台地方裁判所第2刑事部

裁判長裁判官 小池健治

裁判官 内田 暁

裁判官 織本もなみ